

第5回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 令和5年11月9日(木)
招集場所 江府町役場2階多目的室

開 会 午前9時30分 会長宣言

出席 農業委員(10人)・農地利用最適化推進委員(4人)

1番	大岩 徹	7番	船越 征子
2番	森谷 雄	8番	本高 善久
3番	松本 良史	9番	遠藤 功
4番	加藤 直行		
5番	長尾 保	11番	宇田川 保
6番	高津 孝司		
	千藤 誠		竹内 求
			見山 收
	浦部 明郎		

欠席 農業委員(1人)・農地利用最適化推進委員(1人)

10番 山本 信男
川上 幸恵

職員及び関係者 局長 西岡 浩治

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案 農用地利用集積等促進計画(案)について
第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第3号議案 非農地証明の申請について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

6番委員 高津 孝司 9番委員 遠藤 功

事務局： 失礼します。時間になりましたので第5回江府町農業委員会総会を開会したいと思います。日程に従いまして進めてまいります。日程2、農業委員会憲章の唱和ということでございますが、本日は松本委員さんのご発声を頂ければと思います。憲章の朗読は松本委員さんのみの朗読を頂きまして、皆さんは目で追って頂きましてご発言はご遠慮いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。ご起立をお願いします。

松 本： 憲章唱和

事務局： ありがとうございます。ご着席ください。続きまして日程3でございます。会長あいさつをお願いいたします。

会 長： 改めておはようございます。先月は農地パトロール全員挙げて参加を頂きましてありがとうございました。今回初めて参加をされた方、それから今まで経験のある方、皆さんそれぞれどのように感じられたでしょうか。私は午前中は俣野地区で午後は地元杉谷で実施をさせていただきました。俣野地区は山本委員の先導の元2年振りにお邪魔をしました。ずっと巡回をしたわけですが2年前とほとんど評価判定は変わりませんでした。1か所狭い農道に隠れるほどの草が繁茂して目的の農地まで行くことができません。バックをして帰ったんですが、こうなると人が行った気配がありませんので、2年前の再生可能から再生不可能の方にランクを落とさざるを得なかったと、そう言う事案が1件ありましたが、維持管理も含めてほぼ2年前と同じ様な状況だったように思います。これからも引き続き農地の有効活用をいろんな角度から図って行きたいともいますので、どうぞよろしくお願いをいたします。さて一昨日江府町政施行70周年記念式典が挙行されました。私も農業委員会として皆さんに代わって出席をさせて頂きました。町政発展にご尽力をされました先人のご努力ご功績に対しまして、今を生きる町民の一人として心から敬意を表したいとこの様に考えております。また本席における功労者表彰が執り行われまして、私たち農業委員会のメンバーの中からも宇田川委員さん、長尾委員さん、本高委員さん、見山推進委員さん、さらには奥大山プレミアム特別栽培米研究会代表の遠藤委員さん、それぞれの分野において功労表彰が行われ受賞をされました。長年のご功績に対し心から敬意を表しお祝いを申し上げたいと思います。また農業関連としてはその他に奥大山地美恵、杉谷農事組合法人かがやきが併せて団体表彰と言う事で受賞されました。ところでその式典の開始前に私の名前を呼ばれる方があり振り返ると竹内前町長が声を掛けて下さいました。おそらく3年振りくらいですかねお会いして、立ち話で短時間でしたけれども、実は結構内容の濃い話をさせていただきました。最後に前町長が「加藤さんそうは言っても江府町の中心は農業だから、農業委員会も頑張ってください」と一言お言葉を頂戴して、農業に携わるものとして改めて感激をいたしました。前町長の激励を受けて席に戻った時に一つの言葉を思い起こしました。それは、かつて行政が声高に唱えられていた「農業立町江府町」と言うフレーズを竹内さんの激励の言葉を聞いて思い起こしました。かつて多くの農業者が稲作・畜産・高原野菜、しっかりと農業生産活動を行って所得を得て生活をし、集落地域の地域コミュニティーをしっかりと強固に築いておられました。同時に町内の商工業者の皆さんも共に潤って活力ある町づくりができた様に思います。しかし、時代は変わったと言えども「農業立町江府町」と

言うフレーズを最近とんと聞かなくなった、言葉は少し悪いですが死語にもなりそうな状況にあるという風に思います。今本町は少子高齢化人口減少、産業の中心である農業基盤の縮小・衰退、町内で雇用機会の喪失、非常に困難な状況にあると言う認識をしております。町政70周年の今こそ将来に向けて「農業立町江府町」の再構築をはじめとする産業の振興と雇用機会の創出を急いで江府町が将来に向けて、希望と活力のある町作りをいかにやって行くかと言う事は、行政に課せられた大きな課題だと言う事をこの度の式典を望むにあたって認識をした次第でございます。尚本日は3つの議案を提案させて頂きますので、よろしくご審議の程お願い申し上げまして冒頭のご挨拶に代えさせていただきます。

議長： それでは総会審議に入らせていただきます。本日の出席委員数は委員会会議規則第5条により、委員定数の過半数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告します。次に議事録署名委員の指名です。署名委員を議長が指名することに異議ありませんか。

委員： 異議なし（全員）

議長： ありがとうございます。それでは議事録署名委員に議席番号6番の高津委員、議席番号9番の遠藤委員をお願いします。なお会議書記は事務局を指名します。それでは日程に従い項番5報告事項、合意解約につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局： 失礼いたします。2ページをご覧ください。合意解約について報告をさせていただきます。農地法第18条第6項の規定による合意解約通知があったので報告します。受番30番、借人、江府町大字〇〇△△△番地の〇〇〇〇さん、貸人、江府町大字〇〇△△△番地の〇〇〇〇さん、場所は大字〇〇字〇〇〇〇△△△番△、〇で〇、△△△㎡でございます。法令根拠は経営基盤強化促進法によるものです。当初の契約期間は令和△年△月△日から令和△年△△月△△日までの△年間でしたが、合意の成立日が令和△年△△月△日、土地の引渡日も令和△年△△月△日で実際の契約期間は△年△△ヶ月だったと言う事です。解約の理由につきましては借受人の都合によるものでございます。場所につきましては3ページに掲載をしております。以上でございます。

議長： 合意解約について説明をしました。この件につきまして質問、意見のある方は挙手をお願いします。特に無い様ですので議事に入らせていただきます。議案第1号、農用地利用集積等促進計画（案）につきまして提案説明をお願いします。

事務局： はい、4ページに議案第1号として農用地利用集積等促進計画（案）について、別添農用地利用集積等促進計画（案）について、意見決定にあたり審議を求めます。5ページに掲載しております。番号が1番から21番までございます。全くの新規は1番から7番でございます。契約の状況と言う欄がありますが黒丸で示してある所が新規でございます。こちらのものだけ読み上げます。8番から21番は新規となっておりますが継続案件だと言う事でご理解いただければと思います。1番は江府町大字〇〇△△△番地に

お住いの〇〇〇〇さん、土地の表示が江府町大字〇〇字〇〇〇△△△番△、〇で〇〇、面積は△△△㎡、始期が令和△年△月△日から令和△△年△△月△△日まで△年間と言う事でございます。賃料は〇〇でございます。借受経営体の名称は江府町大字〇〇△△△番地△にお住いの〇〇〇さんでございます。1番と2番につきましては同じ貸し借りでございます。2番につきましては字〇〇〇△△△番△、△△△㎡、期間につきましても同じ期間になっております。続きまして3番でございます。江府町大字〇〇〇△△△番地△にお住いの〇〇〇〇さんでございます。当該場所は江府町大字〇〇〇字〇〇〇△△△番、〇で内容は〇〇でございます。面積は△、△△△㎡、始期は令和△年△月△日から令和△年△△月△△日まで△年間の設定になっております。賃貸につきましては〇〇でございます。引き受けられる方は〇〇〇〇さん、江府町大字〇〇〇△△△番地にお住いでございます。続きまして4番から6番まで、貸人は〇〇〇〇さん江府町大字〇〇△△△番地にお住いです。江府町大字〇〇字〇〇〇〇△△△△番、同じく字〇〇〇〇△△△△番、字〇〇〇△△△△番、△筆全て〇でございます。〇〇の作付けになっております。面積はそれぞれ△、△△△㎡、△、△△△㎡、△、△△△㎡でございます。設定期間が令和△年△月△日から令和△△年△△月△△日まで△年間の設定をしております。賃料につきましては10a当たり△△〇〇になっております。引き受ける経営体につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。続きまして7番、江府町大字〇〇△△△番にお住いの〇〇〇〇さん、場所は大字〇〇字〇〇△△△△番、地目は〇で〇〇でございます。面積は△、△△△㎡でございます。令和△年△月△日から令和△△年△△月△△日まで△年間を設定しております。賃料につきましては10a当たり△、△△△円になっております。こちらの借受経営体も〇〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。借り手側の経営状況につきましては6ページをご覧ください。場所につきましては7ページに佐川、8ページに下安井、9ページと10ページに宮市の航空写真を付けております、ピンクに塗ってあるところが該当農地になります。以上でございます。

議長： はい、それでは新規案件について補足説明をお願いしたいと思います。まず農地番号1番、2番は〇〇地区ですので、森谷委員さん補足コメントをお願いしたいと思います。

森谷： はい、〇〇〇〇は〇〇でして、〇〇〇に限らずいろいろ〇〇をされておまして、先の事を考えての事だと思います。特に問題はないと思います。

議長： はい、ありがとうございます。農地番号3番、〇〇〇ですので浦部推進委員さんお願いします。

浦部： はい、〇〇〇〇さんですけども大分〇〇になられまして、作ってもらえないかと言う話がある様でして、〇〇〇〇さんの方が他も作っておられますし、問題はないと思います。

議長： ありがとうございます。農地番号4番から7番までは〇〇ですので松本委員さん、併せて賃料設定の考え方等を含めて説明を頂けませんか。

松 本： はい、まず4番から6番の〇〇さんですけど、本人は少し前から〇〇〇〇で、今まではずっと〇〇に作業委託とかして水管理とかやっていたんですけど、ぼちぼちしんどそうだったので、こちらから「大丈夫ですか」と声を掛けて、うちでやりましょうかと申し出たら、よろしく頼むと言う事で今回〇〇〇〇がしてある〇を〇〇で受ける事にしました。〇〇〇〇さんの方は今年〇〇〇受託をしてお米を届けて話をしていると、今までは〇〇さんが〇を〇〇されていて〇さんが水管理とかをしているんですけど、〇〇でしんどいので〇〇に頼むと言う事で、こちらも引き受ける事になりました。賃料ですけど本人と話をさせてもらいまして、渡辺さんは最初は〇〇で良いと言っていたんですけど、いろんな方法がありますよと、〇〇にしている人もいるし〇〇の人もいるけど、大体10a当たり△△〇〇と言うのをよくしてますよ、と言ったらそれでお願いしますと言う事でした。〇〇〇〇さんの方は他に借りている圃場がありまして、そこと同じ〇〇で良いですかと言う話をして反当△、△△△円にさしてもらっています。以上です。

議 長： はい、ありがとうございます。それからこの中で継続案件ではありますが、突然で申し訳ありませんが、農地番号20番、21番は本高委員さんがこの度更新と言う事だろうと思いますが、来れば更新の考え方等をお話しいただければと思いますがいかがでしょうか。

本 高： 失礼します。会長さんからのご指名ですので、私が自作でやっている田んぼの〇と〇のものでして、ひとつはずっと長い事作っておられなかったのですが、草が生えて大変だったので作らせてもらえないだろうかと言うきっかけから作っている様な事でございます。継続してもらえればと言う事で〇〇さんの分はさせてもらっています。もう一筆は隣接で、以前は〇〇〇〇〇〇〇さんが作っておられましたが、合わせて作らせてくれないかと言う事で〇年前から作らせてもらっています。そういう事です。

議 長： 突然の指名で申し訳ございませんでした。ありがとうございます。それでは質疑に入ります。本件について質問、意見のある方は挙手をお願いします。ございませんか。それでは質疑を打ち切り採決を取ります。議案第1号、農用地利用集積等促進計画(案)につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委 員： はい(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定をいたしました。続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、提案説明をお願いします。

事務局： はい、議案第2号でございます。11ページから農地法第5条の規定による許可申請についてと言う事で、2件でありますが目的は同じですので併せて説明をさせて頂ければと思います。こちらは江府町〇〇にあります〇〇〇〇〇〇〇が〇〇〇〇から〇〇の〇〇〇〇まで水路を設けていらっしゃるんですけども、その〇〇を〇〇するにあたりまして〇〇〇〇の資材置場、機材置場と言う事での申請でございます申請番号27番、農地は

大字〇〇字〇〇〇〇△△△番△、地目は〇で面積は△△△㎡、同じく字〇〇〇〇△△△番△地目は〇で面積は△△△㎡、合計面積は△△△㎡でございます。貸人は〇〇〇〇〇△〇〇△△番地にお住いの〇〇〇〇さん、申請番号28番、農地が大字〇〇字〇〇〇〇△△△番、地目は〇で面積は△△△㎡で、貸人は〇〇〇〇〇〇〇△△△番地△△にお住いの〇〇〇〇さんでございます。5条の規定による一時転用と言う事で、12ページと13ページには農地法第5条の規定による許可申請書を付けております。期間設定につきましては許可日から△年△ヶ月を予定しておられます。これから冬に向かいますけれども準備、段取りをいたしまして△年△ヶ月後には〇〇〇〇を終了して元の農地に戻すと言う事で申請をされております。位置的なところにつきましては14ページに掲載しております。真ん中の方に3つのクボがあります、こちらは〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんが〇〇を作っておられる場所でございます。事業計画につきましては15ページに掲載しております。事業実施者、〇〇〇〇〇〇〇〇、事業目的（転用目的）につきましては、本事業は〇〇〇〇から取水付近の〇〇〇〇〇老朽箇所の補修工事を行うため、建設機器による資材搬入及び資材据置作業並びに資材仮置き場として当申請地を使用することを目的としております。申請地及び面積等は先ほど申し上げましたが大字〇〇字〇〇〇〇△△△番、△△△㎡、同じく字〇〇〇〇△△△番△、△△△㎡、字〇〇〇〇△△△番、△△△㎡、合計△、△△△㎡でございます。事業の必要性その事業を行う理由でございますけれども、〇〇〇〇からの取水付近の〇〇〇〇〇は著しく老朽化しており、一部の井出箇所がいつ倒壊してもおかしくない現状にあるため、早急な補修工事が必要であるために事業を行う、という風に計画をされております。申請地を選定された理由でございますが、当申請地を選定した理由は、資材搬入等において町道から宮市地内の農道を通り当申請地を使用して補修箇所へ最短距離にあり利便性が高いことが理由である。他の候補地として〇〇〇〇右岸から補修箇所に向かう方策があるが、〇〇から資材搬入する場合、一部原野となっており建設機器の通行可能にするため仮設道路を布設する必要があり、なおかつ資材を補修箇所の〇〇〇〇左岸へ横断運搬しなければならないなど多くの労力を経費が必要となる。先ほども申し上げましたが、着手、完了につきましては令和5年の許可日から令和7年3月末までを予定されております。備考欄には作業終了後、ほ場内は現況復旧するとともに、資材・ゴミ撤去等を行い、地権者及び農業委員会の確認を得るものとするとしてされております。16ページには被害防除計画を付けております。1番の周辺農用地の用水路に対して、土砂流出やたい積、崩壊等どうされるか、それから汚濁水等もどの様にされるかと言う事で、考え的には資材置場等でございますが一部鉄板を敷き泥濘化を防いで鉄板を置きながら養生をしながら使わせていただくと言う事でございます。排水についてもその周辺で排水路もありますし、水路がありますので自然流下で対応できるのではないかと言う事で設定をされております。直接放水先は雨水は農業用水路という風に設定をされております。それから3番のその他周辺農地へ営農条件に支障を及ぼさないかと言う事でございますが、申請地へ向かう途中の農道を通行し資材搬入を行うため、農道に支障をきたさないよう注意を払うと言う事を念頭に作業をされるという事です。工事終了後には、地権者等の確認を得るものとするとしてされております。17ページには土地利用計画図を付けております。18ページには周囲の土地所有者、耕作者等の同意書を付けております。19ページと20ページにつきましてはそれぞれの土地の航空写真を付けております。以上でございます。

議長： はい、以上井手の改修に伴う5条、一時転用の提案説明でした。それでは質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いします。これは井手の改修と言う事でかなり大掛かりな事業だなと思います。

本高： はい。

議長： 本高委員さんをお願いします。

本高： 私が〇〇〇〇〇の〇〇関係をやっておりますので事情を話させて頂きたいと思います。〇〇〇の〇と〇、約△△町分を養うのが〇〇〇の水路から取水しているものでございまして、取水した付近が現場内で昔から水路を作ってやっていると、一部崩れ易くなっている状態です。補修もしながらやっていますがほぼ限界に近いもので、以前から〇〇〇の〇〇〇をためた分での水路を早く直さないといけないと言う事がありまして、第△期の分が少し纏まったので出来る範囲で、今申請しているところが約△△△メートルでございます。それを業者さん、我々でやる考えでございまして、一刻も早く直したいと言うためには、〇〇の皆さんもそうでございますし、〇〇、〇〇〇の皆さんにもご理解を頂けませんと出来ない様な状況でございますので、是非ともご理解を頂ければと思います。よろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。良く分かりました。費用も掛かりそう言うのをずっとと蓄積をしてと言う事で、やっぱりこういう水路を農地を残すために改修をすると言う事になるに、見山さんともよく議論をするんですけども、原井手のほ場整備ですからもう少し行政の方も手厚い支援をしてもらえれば、何れにしましても結構な取り組みだと思います。それでは採決を取らせていただきます。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定をいたしました。続きまして議案第3号、非農地証明の申請につきまして説明をお願いします。

事務局： はい、議案第3号につきまして、21ページから掲載をしております。申請が3件ございますが一括して説明をさせて頂ければと思います。非農地判断につきまして、次の土地は、調査の結果農地法第2条第1項の農地に該当しない土地であることが確認されたため、非農地の判断について審議を求めます。申請番号25番、場所は江府町大字〇〇字〇〇〇〇〇△△△△番△、地目は△で面積は△△△△㎡でございます。所有者が〇〇〇〇〇〇にお住いの〇〇〇〇さんでございます。備考欄に掲載しておりますが、昭和△△年から〇〇〇〇として利用しており、今後農地として利用する予定がないと言う事で申請がございました。続きまして申請番号26番、場所は大字〇〇字〇〇〇〇〇△△番△、地目は〇で△. △△㎡、同じく字〇〇〇〇〇△△番、地目は〇で△△㎡の△筆でございます。

す。合計面積△△. △△㎡でございます。所有者は〇〇〇〇〇〇にお住いの〇〇〇〇〇〇さんでございます。備考欄に掲載しておりますけども、昭和△△年頃から〇〇〇〇として利用しており、今後農地として利用しないと言う事で申請が出ております。申請番号29番、場所は大字〇〇字〇〇〇△△△△番△、〇、△△㎡、同じく〇〇〇△△△△番△、〇△△△㎡の△筆で合計面積は△△△㎡でございます。所有者は江府町大字〇〇にお住いの〇〇〇〇さんでございます。現況につきましては備考欄に書いてございますが、現在は竹林となっており、農地として利用していないためと言う事でございます。申請番号25番の地図を22ページに掲載しております。23ページには申請番号26番の地図を付けております。24ページには申請番号29番の地図を付けております。3件の非農地証明についてご審議いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長： はい、非農地証明3案件提案をしました。それでは担当委員さんの補足説明を頂きたいと思います。申請番号25番、26番は本高委員さんと竹内推進委員さんいずれかでお願ひします。

本高： 失礼します。25番でございますが、〇〇さんの〇は〇〇〇になっておりまして、昔は自家用野菜を作っておられましたけど現在は原野になっております。一部建物が立っていると言う事で農地としては利用できないのではないかと思います。26番につきましても、とても農地と言えるような状況ではありませんでした。非農地という風に考えられます。以上でございます。

議長： ありがとうございます。竹内推進委員さんいかがでしょうか。

竹内： 同じでございます。

議長： ありがとうございます。申請番号29番、〇〇地区です。森谷委員さんお願いします。

森谷： はい、先ほど申し上げた〇〇の〇〇だとは思いますが、本人に聞いてみましても特に他に使用目的はないと言う事でしたので問題ないと思います。

議長： ありがとうございます。それでは質疑に入ります。本件について質問、意見のある方は挙手をお願いします。ございませつか。それでは質疑を打ち切り採決を取ります。議案第3号、非農地証明の申請につきまして原案賛成の方の挙手を求めます。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定をいたしました。以上で議事を終えさせていただきます。日程の7その他です。事務局の方から一括して説明をお願いします。

事務局： はい、1ページをご覧ください、日程の7番に掲載しておりますけども、次回農業委

員会総会を12月7日木曜日、午前9時30分から1階防災会議室の方で開催を予定しております。続きまして農地相談会について、11月につきましては第4木曜日が祭日でございますので、22日の水曜日の午後1時30分から午後3時30分までを予定しております。担当委員さんは遠藤委員さんと山本委員さんでございます。12月の農地相談会でございますが、こちらにつきましても第4木曜日が年が迫って参りますので、一周前倒しいたしまして21日木曜日の午後1時30分から午後3時30分を予定させていただければと思います。担当委員さんは宇田川委員さんと千藤推進委員さんでございますのでよろしくお願いします。別様で江府町農業委員会の今後の予定と言うものを付けております。右下に23年11月7日現在と掲載しております。今年の予定としましては12月14日は予定通りコンベンションセンターでブロック別の特別研修会が開催されます。女性協議会の動きとしまして、11月27日に日野郡女性委員協議会で研修会を予定しております。日南町でございます、船越委員さんと川上推進委員さんに出席の依頼をしております。以上でございます。

議長： 再生可能リストはどう言う事ですか。

事務局： 農地パトロールをして回ったところで、意向調査のリストになります。個人情報ですので取扱いには十分注意をして頂ければと思います。

議長： これは先般の農地パトロールの結果を受けて、それぞれの担当者がここに該当する耕作者、所有者と面談をして今後の考え方等について調査をして取り纏めると言う事ですか。

事務局： 書式がありますので、これはあくまでもリストでして意向調査と言うものをしていただかなくてはいけなくて、その書式をお作りして各地区の担当さんをお願いをしないとイケない形の、一応これだけ再生可能があったと言う事を皆さんに知っていただきたくてお配りさせていただきました。

議長： なるほど、これは個人情報があるので慎重な取り扱いをして、それぞれそういう書式を以って改めてその地区の担当委員さんの方をお願いをすると言う事ですね。

事務局： はい。

議長： それを受けて担当委員は本人と面談するなりして今後意向を確認して取り纏めると言う事ですね。分かりました。その他ございませんか。それでは本日は慎重審議お世話になりました。ありがとうございます。以上を持ちまして11月期の総会を閉じさせていただきます。

令和 年 月 日

署名委員 6 番委員

署名委員 9 番委員